

横浜事件 再審裁判を 支援する会

No.7

1988.11.10

(事務局)

〒101

東京都

千代田区猿樂町

1-4-8

松村ビル402

☎03-291-8066

再審裁判、 新段階へ

さる九月一九日、東京高裁第二刑事部の横浜事件再審担当判事・田村承三裁判官と弁護団の森川金寿(团长)、大川隆司、陶山圭之輔弁護士との面会がおこなわれた。原告団の木村亨氏も同行(ただし面会は弁護団のみ)。

本年三月三十一日に横浜地裁(和田保哉裁判官)は、「調べようがない」という無責任きわまる、不法不当な理由で、再審請求を却下した。

これに対し、弁護団、原告側は、翌四月一日、東京高裁へ即時抗告、ついで森川团长、および大川弁護士は上申書を提出した(七、八月)。こ

れには新しい論点、資料(森川論文など)やビデオ(本紙第四号で報告)がつけられた。

手ごたえが感じられた

弁護団が面会を求めたのは、第一に裁判官に申立人の証言を直接きいてもらいたいという要請のためである。これに対し、裁判官側からは当然のことながら諾否の応答はなかったが、会談のなかで、同裁判官が細川嘉六氏関係予審調書など(請求人弁護側提出)を、原文のまま全部読み、事件を相当研究している様子が見え、事件を相当研究している印象がわかれた。ビデオもみている印

象を弁護側はうけた。同裁判官がこれまで関与した判決(たとえば一九六八年十一月三〇日、徳島地裁、公安条例違憲判決など。陪席判事として)などから、人権派的印象をよみとることができるといえる。

弁護団としては、十月二〇日、さらに上申書を追加提出の予定である。その内容は、①刑事一件記録にみる「泊会議」とその消滅の意義。②細川論文の事前検閲通過の意味。③刑事一件記録の滅失処分について。④刑事一件記録の滅失処分と再審における立証責任、の四点である。

①周知のように、官憲は「泊」慰安旅行を、共産党再建準備会議としてでっち上げるため、残酷な拷問を加え、逮捕者をつぎつぎと拡大した。しかるに、敗戦(四五・八・一五)を境に以降の有罪判決では「泊会議」参加は理由とされていないのである。

このこと一つでも、横浜事件容疑がまったくの空中楼阁であり、事実らしくみせかけるため拷問が行なわれたことが明らかである。

②細川論文は、すでに一本化された情報局検閲を通過していた。これを陸軍報道部の平櫛小佐、谷萩大佐が摘発し、警視庁が筆者を検挙したという行為は、大日本帝国憲法下においてすら、非立憲行為である。

③横浜地裁が「却下」の理由とした記録の「滅失」は、国家機関が行なったものである(元文相、当時の特高官僚・奥野誠亮や、元警視總監・原文兵衛が、敗戦時、刑事資料焼却を全国に連絡した事実あり)。これは現憲法はおろか、旧憲法においてすら、再審、刑事補償をうけるという国民の基本的権利をうばうことである。(現に、戦時下、人民戦線事件で逮捕、起訴され、無罪となった大内兵衛氏は、四四年一月、刑事補償第四条にもとづく補償を要求している)。

④したがって、資料が滅失されていても、請求をうけて立証する責任は国側にある。横浜地裁のいう「滅失」による審理不能の論理はなりたたない。

(次頁下段へ)

国家秘密法・拘禁二法と横浜事件

日本弁護士連合会副会長 日下部 長作

歴史的な教訓

日弁連は現在、拘禁二法案——刑事施設法案「留置施設法案」（正確には四法案）——と、自民党が立法を予定している「防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律」——いわゆる国家秘密法案——に反対している。現行の監獄法では、本来収容すべき拘置所に代わって、代用施設である警察の留置場に収容することを認めているが、この代用監獄は、捜査と拘禁を分離すべきであるという刑事手続きの理念に反するばかりでなく、現実に冤罪や人権蹂躪の温床になっているので、従来から日弁連は反対してきた。新法案では、かえてこの代用監獄（留置場）を恒久的な施設として認めようとしている。さらに弁護士接見交通権を、管理運営上の面から制限している。また国家秘密法案は、民主主義の基本原則である国民の知る権利、言論の自由を奪い、国家秘密の内容

や処罰行為の対象が広範囲で無限定であるなど、基本的人権を侵害する恐れがある。これら法案に反対する立場から、横浜事件は忘れてならない歴史的教訓であると思う。

小野康人氏への判決文

ここで具体的な問題として、小野康人氏の判決をみてみたいと思う。

小野康人判決

判 決

本籍 東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目

四百二十九番地

住居 同都同区代官山町十番地 代官山アパート十八号

元改造社出版部員

小野康人 当三十八年

右者ニ対スル治安維持法違反被告事件ニ付当裁判所ハ検事山根隆二関興審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役貳年ニ処ス

但シ本裁判確定ノ日ヨリ参年間右刑ノ執行ヲ猶豫ス

理 由

一、犯罪事実

被告人ハ大正十四年三月東京都神田区三崎町大成中学第四学年ヲ終了シ昭和三年四月法政大学豫科ニ入学シ昭和六年三月同大学豫科ヲ卒業シタル後一時実兄築井健人ノ営ム出版業ヲ手伝ヒ居リタルカ昭和十年四月同大学英文学部ニ入学シ昭和十三年三月同学部ヲ卒業スルヤ直ニ東京都芝区新橋七丁目十二番地改造社ニ入社シ同社発行ノ雑誌「大陸」「改造時局版」「改造」並ニ改造社出版部ノ各編輯部員トシテ昭和十八年五月二十六日検査セラルル迄勤務シ居リタルカ前記法政大学豫科ニ在学中当時ノ社会思潮ノ影響ヲ受ケエンゲルス著「社会主義ノ発展」マルクス著「賃労働ト資本」「労賃価格及利潤」等ノ左翼文献ヲ繙読シタル結果終ニ昭和五年末頃ニハ共產主義ヲ信奉スルニ至リ昭和七年初頃日本「プロレタリア」

要請支持、大きくひろがる

右の経過をふまえて、支援する会事務局は、森川団長名による高裁への要請支持を文化人に訴えることとした。一〇月初旬発送、一〇月三十一日現在、約150人におよぶ支持表明が寄せられている。

要請の骨子は、①焼却された原判決や一件記録に対する補償の措置を講じてもらいたいこと。②再審請求本人、遺族ならびに証人の取調べを實現してもらいたいこと、である。

もし裁判官が、虚心に請求人の申し立てに耳を傾け、残された資料（若干の判決文、予審記録等々）を真剣に点検するならば、横浜事件裁判における有罪判決の不法不当性はたちどころに明らかになるはずである。

新段階の重要性

司法反動化、政・官・財界の腐敗の進行（リクルート問題等）、国秘法案、拘禁二法案、そして異常な天皇キャンペーン（横浜事件は、最後の天皇制裁判だった）という事態のなかで、横浜事件再審裁判の実現の意義はきわめて大きい。再審実現のため、会員の拡大や国民世論への訴えかけ（ビデオやパンフレット利用）

作家同盟東京支部員ニ推薦セラレ左翼文化運動ニ従事シタル経歴ヲ有スルモノナルトコロ、「コミンテルン」カ世界「プロレタリアート」ノ独裁ニ依ル世界共産主義社会ノ実現ヲ標榜シ世界革命ノ一環トシテ我國ニ於テハ革命手段ニヨリ国体ヲ変革シ私有財産制度ヲ否認シ「プロレタリアート」ノ独裁ヲ通シテ共産主義社会ノ実現ヲ目的トスル結社ニシテ日本共産党ハ其ノ日本支部トシテ其ノ目的タル事項ヲ実行セントスル結社ナルコトヲ知悉シ乍ラ執レモ之ヲ支持シ自己ノ職場ノ内外ヲ通シテ一般共産主義意識ノ啓蒙昂揚ヲ図ルト共ニ左翼分子ヲ糾合シテ左翼組織ノ拡大強化ヲ図ル等前記両結社ノ目的達成ニ寄與セムコトヲ企図シ

第一、昭和十七年七月中旬頃開催セラレタル雑誌「改造」ノ編輯会議ニ於テ相川博カ細川嘉六執筆ニ係ル「世界史ノ動向ト日本」ト題スル唯物史観ノ立場ヨリ社会ノ発展ヲ説キ社会主義ノ実現カ現在社会制度ノ諸矛盾ヲ解決シ得ル唯一ノ道ニシテ我國策モ亦唯物史観ノ示ス世界史ノ動向ヲ把握シテソノ方向ニ向ツテ樹立遂行セラルヘキコト等ヲ暗示シタル共産主義的啓蒙論文ヲ雑誌「改造」ノ同年八月号及九月号ニ連続掲載発表

ヲ提唱スルヤ被告人ハ該論文カ共産主義的啓蒙論文ナルコトヲ知悉シナカラ之ヲ支持シ編輯部員青山鉞治ト共ニ八月号ノ校正等ニ盡力シテ該論文（昭和十九年地押第三七号ノ二四ノ八頁乃至二九同号ノ二五ノ一六頁乃至四七頁）ヲ豫定ノ如ク掲載発表シテ一般大衆ノ閲読ニ供シテ共産主義的啓蒙ニ努メ

第二、前記細川嘉六カ曩ニ發表シタル「世界史ノ動向ト日本」ト題スル論文等ニヨリ昭和十七年九月十四日治安維持法違反ノ嫌疑ニテ檢挙セラルルヤ同年十月二十日頃西尾忠四郎ヨリ細川家族ノ救媛ニ資スル為出捐アリタキ旨要請セラルルヤ即時之ヲ快諾シ同月二十五日頃東京都赤坂葵町「満鉄」東京支社調査室ニ於テ金二十円ヲ西尾忠四郎ニ依託シテ細川家族ノ救媛ニ努メ

タル等諸般ノ活動ヲ為シ以テ「コミンテルン」及日本共産党ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタルモノナリ

二、証 拠

一、被告人ノ当公判ニ於ケル供述
一、被告人ニ対スル豫審第四回訊問調査ノ記載

一、本件記録編綴ノ相川博ニ対スル豫審第四回被告人訊問調査騰

本ノ記載

一、被告人ニ対スル司法警察官第十六回訊問調査ノ記添

三、法律ノ適用

治安維持法第一条後段、第十条、刑法第五十四条第一項前段、第十条、第六十六条、第六十八条第三号、第七十一条、第二十五条

昭和二十年九月十五日

横浜地方裁判所第二刑事部

裁判長判事 八並達雄

判事 若尾 元

判決理由として、第一に細川嘉六氏の論文「世界史の動向と日本」を『改造』昭和一七年八月号に発表することを支持し、校正等に尽力したこと、第二に細川氏がこの論文で檢挙されると、家族の救済のため金二〇円を渡したことが挙げられている。

編集者の職務

一般に総合雑誌の編集部員が、掲載論文を討議し、掲載を主張するのは当然の職務行為だ。しかもこの論文は、内閣情報局の事前の検閲を経っていた。もしこの論文の掲載をして共産主義的啓蒙に努めたというならば、この雑誌の編集・出版に関係した人は皆そうだといわなければなら

など、ひきつづき会員各位のご協力を期待したい。

ないし、出版を許可した情報局の検閲官はすべて同罪だ、ということになるのではないか。論文の内容も、青山憲三（鉞治）氏の著書によれば、高次の国策協力の論文であったという。また驚くことに、判決はこの論文を証拠に引用していない。本人が共産主義的啓蒙と認めているから間違いない、と裁判官は思ったのだろうか。

カンパに関する犯罪事実についても、編集部員が逮捕された著者の家族に資金援助をするのは、人情自然の道理だと思ふ。それがどうして、コミンテルン及び日本共産党の目的遂行のためにする行為といえるのだろうか。同事件で、相川博氏の予審終結決定によると、風見章氏は救済金として細川嘉六の妻に五回に渡り合計一〇〇〇円も贈っているが、何ら責任は問われていない。風見章は近衛内閣の書記官長、司法大臣を努めた人物で、地位によって処罰が変わったとみられてもしょうがない。

昭和一八年にはコミンテルンは解散したし、昭和一七年に日本共産党が存在していなかったことは明らか

だ。この判決は、昭和二〇年九月一日に出され、治安維持法違反・懲役二年の内容である。

この判決でもわかるように、思想犯は被告人の主観的目的や意図が犯罪の成否を決める。従って、自白が絶対に必要な要件なのだ。奥平康弘（東大）教授は次のように書いている。

「思想犯の罪の場合には、犯罪を構成する事実が思想とか目的意識とかに他ならず、これはまた当事者の主張を離れても、当局が適当に客観的に読みとったり推定したりして摘示できるものである。つまり治安維持法は、権力者が政治目的をもって利用しようと思えば、いかようにでも利用できる便利な法律である」

捜査当局の予断と偏見

このような横浜事件は、なぜ、どうしてでつちあげられたのか。一般に冤罪事件は、捜査当局の予断や偏見による見こみ捜査が原因とされている。この点では、今も昔も変わらない。とくに横浜事件は、世論の統一を不可欠とする総力戦下において、共産主義者に対する当局の憎悪心とその予断や偏見をいっそうに助長したとみられるし、さらに権力者は言

論統制のために意図的に利用したという疑いもある。

昭和一六年には、国防保安法が成立、昭和一二年の軍機保護法改正、翌年の国家総動員法、一四年の軍用資源秘密保護法と、一連の言論抑圧のための秘密保護法の集大成である。同時に治安維持法が大改正され、刑の重罰化、処罰規定の新設、検事の捜査権の拡大、二審制度の採用、さらに予防拘禁制度が認められる。

これは、刑期の終わった思想犯について、さらに再犯の恐れがある場合は拘禁できるといふ制度で、これによって共産主義者をすべて社会から隔離しようとした当局の意図がわかる。

このように、治安当局は当時共産主義者に異常なまでの警戒心をもっていたし、共産主義者イコール、スパイというような疑いをもっていた。『特高警察体系史』によれば、「特高警察は団体擁護の尖兵、思想戦の尖兵と位置づけ、警察機構の中で、特高警察を中心とする直接治安機構が大きく発言力を有することになるとともに、以前にもまして超法規的な警察活動が黙認ないし奨励され、共産主義運動とはほど遠いところに位置して現行戦争遂行体制に批判的な

集団が、文字どおり掘り出されていくのである。戦局の悪化に比例して、共産主義革命への疑心暗鬼は急速に強まり、共産主義運動に対する憎悪心は増長される」と述べられている。

当局がいかに思想犯を恐れていたかは、横浜事件の被害者である青山鉞治氏、畑中繁雄氏の召集令状が取り消されていることでもわかる。また小林勇氏は、五月二十九日の横浜大空襲の際神奈川県に拘留されていたが、火の海の中で廊下の隅に放置されていたという。思想犯は焼死しても当然と考えていたものと思われる。横浜事件とは、特高のこのような危機感・恐怖感に加えて、前年のゾルゲ事件摘発で名を成した警視庁へのライバル意識や功名心も手伝って、横浜特高の伝統的な拷問によって警察の筋骨きどりの自白をさせ、検挙者の数を拡大していった事件である。当時の『特高月報』（昭和一九年八月）は、次のように述べている。

「事件としては、それぞれ異なる部門において活動して、各個々別々の事件としてみるべきものなるが、実質的には相互の間に人的関連を有しており、従って全体として一つの大きな組織たる存在として見るも断じて過言にあらず。従ってかりに検挙がわずかでも遅延したりとせば、いっそうその組織が合法機関を巧みに利用して、官庁、主要会社、工場、世論指導機関、国策調査機関等多方面に渡り、強化拡充せられたのみならず、これと海外との連絡も進展して、例えば政治経済研究会において討議されたわが国重要な秘密事項は、米国、中共、ソ連等に通報せられ戦争遂行に多大の障害をなしたる危険性も多分に存したることは看過するにあらず」また、「最近における共産主義運動として、他に類例のない重大事件として、就中本事件により一、国家機密の外国への漏洩を未然に防止得たること、及び二、中央公論社、改造社内の永年に渡る不逞活動を糾明剔抉し、ついにこれを廃業に立ち到らしめ、戦時下国民の思想指導上、偉大なる貢献をなし得たることは特筆すべき事項なり。しかもこれほどの大事件を、わずかな不足がちの人員をもって成し遂げ得たる神奈川特高警察の苦心努力は、想像に絶するものありしは当然なり」と自画自賛している。

拷問の凄惨さ

当時の治安当局が見えない影におびえて、言論機関にねらいをつけて

弾圧を企図したものと思われる。その拷問の凄惨さは口述書に記されているが、拷問は横浜事件の専売ではない。神奈川県警はそれ以前にも、昭和九年に起った横浜市、神奈川県疑獄事件で一三八人を逮捕し、その内三人の自殺者を出している。そして結局は一二〇人が無罪、中核の贈賄事件はすべて空中楼阁であったといわれている。また他の事例もあり、「拷問神奈川県の名を天下にとどろかせた」と、『横浜弁護士会日誌』にも書かれている。

これら拷問は、人権を無視した捜査機関の予断や偏見を前提とするものだが、これが行われるのは拘留された被疑者が外部との交通を遮断され、四六時中捜査官の管理下で留置され、密室の中でいつでも取調べができるという代用監獄の制度があるからだと思う。身柄拘束場所が取調べ場所と別であれば、深夜の長時間の取調べは不可能となるはずだし、傷害を加えられた場合、拘留所であればその原因は究明されるだろう。拘留場がある限り、拷問や偽りの自供は存続すると思う。岩波新書『誤った裁判』によれば、戦後の八つの誤判の内、七つは拷問や脅迫による自白の冤罪事件である。最近日弁連

が調査したところによっても、いくつかの最近の無罪事件でそうした例がある(山下事件もその一つ)。東京三弁護士会が、昭和五八年に、代用監獄で取調べた無罪事件三三人について調査したが、以下のような事例があった。

「取り調べた際、殴ったり蹴ったり、指の間に鉛筆をささむなど、種々の暴行を加えること」「自白をしない」と、お前の家の近所に聞きこみに行つて事件をいいふらして、家族がそこに住めないようにしてやる。お前が認めないなら、共犯の証拠隠滅で親をバク、子供が学校に行けないようにしてやる、店をつぶしてやる、などの脅迫行為」「自白すれば家に帰してやる。素直に認めれば、検事に取りなして執行猶予にしてやる、などの利益誘導行為」「弁護士なんか、何もやってくれない。お金がかかるだけだ。君の弁護士は若くて、公判の進め方も知らない」等々。

誤ちをくりかえしてはならない

横浜事件は、人権侵害の典型のよ様な事件である。憲法の条文すべてに抵触するような事件だが、やはりいちばん重視しなければならぬと思うのは、二一条の集会、結社及び

言論その他の表現の自由を侵害したということだと思ふ。戦前の世論をリードした指導者、指導的出版社の編集部長が次々に逮捕、拘留され、中央公論社や改造社が廃業に追い込まれ、他の出版社も沈黙や変節を余儀なくされたことは、民族の不幸な出来事だったというよりほかはない。

拘禁二法の成立が、個人の人権蹂躪りや冤罪を生むとすれば、国家秘密法の成立は個々人の人権侵害のみならず、言論が統制され国民が正しい情報を提供されず、かつてのように知らぬままに戦争に駆り立てられ、破滅のふちに立たされないとも限らない。戦後の軍隊の復活は、戦前と同じような道を繰り返しているように思えてならない。講和条約とともに刑事特別法が作られ、米軍の機密探知が処罰されるようになった。その後、MSA秘密保護法もできた。刑法では、機密探知罪や公務員機密漏示罪の新設がはかられたが、言論を

圧迫するということでは阻止することができた。しかし昭和五三年に、日米防衛協力のための指針(ガイドライン)が決定され、日米間の作戦・演習・装備に関する共同体制が前面に押し出され、日本のNATO化現象が進む。ハイテク技術の進歩

は、アメリカが逆に日本の技術を必要とするような状況を生み、MSA秘密保護法では足らず、日本がアメリカに提供する軍事機密の保護が必要になってきた。そこで、自民党の国家秘密法制定の動きが、多少の名称の変更をとめないながら執拗に続けられている。

日本の軍事予算はGNP-%枠を越え、さらに将来の財源に備えて税制の改革まで試られようとしている。平和国家を標榜する日本は、経済大国だけでなく、いまや世界の軍事大国の一つに成長した。われわれは過去の過ちを繰り返してはならないし、拘禁二法とともに、国家秘密法の制定はどうしても許してはならないと思う。言論の自由が保証されている今日、横浜事件を再現してはならないと思う。

人類貢献への道

最後に、東京天文台野辺山宇宙電波観測所長、森本雅樹氏の次の言葉を引用したい。

「多くの生物は、生存競争の敗者としてではなく、勝者として滅びた。そのような生物の典型である人類がどう活路を見出していくか。人類の中でも、現在生存競争の論理が台頭

再審裁判の現在と今後

弁護士事務所長

大川 隆司

三月に横浜地裁が出した再審請求棄却の決定は、山下章氏に無罪を言い渡した同じ裁判所が出したものが、とうてい良識ある裁判所がした決定とは思えない。納得できない点が少なくとも三つある。

元判事の証言なるもの

第一に、いまさら四〇年以上前の事実について聞いても、的確な証言、供述が得られるわけがない、と断定していることである。その論拠として裁判所は、若尾元という判決に関した元裁判官の証言を聞いてみたが、被告人の名前すら覚えていなかった、というのを挙げていた。しかし、裁判官が記憶していないからといって、被告人や家族、あるいは証人となるべき人たちが記憶していないというのには、論理の飛躍である。当時の刑事裁判手続きは現在と大分違っていて、たいがいの重大事件は公判

にまわる前に、予審判事の調べというのがある。予審判事というのは現在の検事に近く、被告人を密室で取り調べて調書を作るため、長期間被告人とつきあい、事件そのものと係わる。それに対して若尾氏のような公判担当の裁判官は、予審最終記録と一件記録を予審判事からまわされて、主として調書を読んで判決を書く。事件とのつながりは、期間的にも短く、密度も濃くない。とくに横浜事件の場合は、敗戦以後やつつけ仕事の的に公判が開かれ、たった一期日に起訴状の朗読から判決までやってしまう。しかも、数名の被告人を一括してやる。自分の長い人生の中で、たった一回、目の前に現れた四十数年前の被告人の名前を覚えていないのは、むしろ当然である。そういう元判事の供述を基準にして、だからいまさら四十数年前の供述を聞いてもむだだ、といういいぐさは説

する日本に対し、すでに勝者としての減びの信号は点滅を繰り返している。日本は、知識、文化、それに原料という一次産品を外国からもらってきて、それを売れるものにかえてもうけているのだ。これら一次産品は絶対的な入超で、日本はほとんど世界に貢献していない。一方日本は、世界有数の教育レベルと、労働生産性の生活費に対する余裕をもっている。これらを学問、文化の面で有効に活用すれば、日本の産業がもつに到った異常な競争力をはるかに上まわる、大きな貢献を人類に対して果たすことができるだろう。そのような基礎的な面で、分担で、人類から頼られることは、うらやまねがらもうけて、その金で武器を貯めこむことよりは、はるかに民族の防衛に貢献するだろう。そうしてそれなしには、日本民族としての発展は八方ふさがりになることははっきりしている。

この科学者の言葉を、いまこそ深く味わってみる必要があると思う。

（*七月二日に行なわれた「提訴二周年記念集会」での講演要旨。文責：事務局）

●横浜事件——参考文献

▽横浜事件を風化させないで——横浜

事件・再審請求——私の抗告草案

小野貞著・発行／頒価三〇〇円

／一九八八年

▽横浜事件・妻と妹の手記

小野貞・気賀すみ子著／高文研

／二〇〇〇円／一九八七年

▽横浜事件——言論弾圧の構造

海老原光義・奥平康弘・畑中繁

雄著／岩波ブックレット／一九

八七年

▽日本ファシズムの言論弾圧抄史——

横浜事件・冬の時代の出版

畑中繁雄著・梅田正己編／高文

研／一八〇〇円／新装三版・一

九八六年

▽横浜事件資料集

笹下同志会編・森川金寿監修／

東京ルリユール／一八〇〇円／

増補復刻版・一九八六年

▽横浜事件の真相——再審裁判への

たたかい

木村亨著／笠原書店／一八〇〇

円／増補再版・一九八六年

▽横浜事件——元「改造」編集者の手記

青山憲三（鍼治）著／希林書房／

一六〇〇円／一九八六年

得力をもたない。片方は二年も三年も監獄に呻吟したという、忘れ得ない記憶をもっている。そういう人々の供述を一度も聞かないで、むだだと断定しているのは、問題である。

白自のみの証拠

第二に、横浜地裁がいうには、本件の場合一件記録がない。ないのももちろん被告人の責任ではないし、恐らく役所の方で焼却したのだろうということではわかるが、記録がない以上、何が有罪判決の決め手になったのかわからない。いわば、攻撃すべきターゲットがわからなければ、再審を開始してよいかどうかの判断ができない、という論法である。

しかし判決文にあるとおり、有罪の証拠というのは本人の白自だけである。それ以外の証拠を援用しているものはない。どういう内容の白自が有罪判決の決め手になったのだろうか。白自調書そのものは残っていないが、一部の被告人が検事あてに提出した手記が残されている。決め手となったのは、それらの行為を「コミンテルン、共産党のためにいたしました」という、その部分の白自だけである。この白自のみが有罪判決の証拠とされたということは、誰が

見ても明らかなくところである。

特高の有罪判決

第三に、取調べに当たって拷問を行った特高の「頭目」三人の有罪判決が確定している。しかし横浜地裁は、益田直彦氏に拷問したのはわかるが、いま請求を出している木村亨氏なり、平館利雄氏なりに対して拷問をしたという証拠にはならない、としている。

これも、最高裁が「白鳥事件」等を通じて確立した、再審の法理を無視している。再審がどういう場合に開始されるかという点、ある新しい証拠が出てきて、その証拠だけでシロだということがわかる場合に限り、などということはいっていない。もし、その事実が審理中に現われた場合、同じような結論に達したといえるかどうか、従前の証拠と合わせて総合的に判断すべきだ、と「白鳥事件」「財田川事件」の再審を通じて明らかにしている。つまり、木村氏を調べた特高警官が、益田氏を拷問して有罪判決が確定しているという事実があったとする。そして、木村氏を調べている裁判官が、木村氏の白の任意性に疑問を感じたとすれば、再審を開始してよい、ということに

なる。益田氏を拷問したという判決の中に、木村、小野という名前がないという形式論で切つて捨てるべきことではない。

裁判所の責任

以上の三点にポイントをしぼって、われわれは決して奇矯な主張をしているわけではなく、最高裁も認めている当然の再審法理に基づいた再審開始を求めているだけなのだ、と高等裁判所に対して請求を行っている。まだ高裁から、再審開始の可否を決定するための事実調べに踏み切るといふ返事はもらっていないが、当面請求人本人の供述をとにかく聞いてみてくれというのが、裁判所に対して要求していくいちばん大事なポイントだと思う。

裁判所がその気になれば解明できること、裁判所でなければできないことはいろいろある。たとえば、国立公文書館に、昭和一七年一月時点で内務省警保局が作製した、全国の特高警察の任務分担表の閲覧を請求した。ところが、警察官の名前は全部伏字にして、紙を張ってコピーしたものしか見せてもらえない。理由は、個人の秘密保持等の理由により一定期間公開不適当の公文書、と

▽横浜事件の人びと

中村智子著／田畑書店／一七〇〇円／増補版・一九八〇年

▽横浜事件

美作太郎・藤田親昌・渡辺潔著
／日本エディタースクール出版
部／一六〇〇円／一九七七年

▽横浜事件

黒田秀俊著／学芸書林／一五〇〇円／一九七五年

のことである。これは戦後、横浜事件に連座した人たちが、口述書で誰々に調べられたと述べた点の裏付けになる資料である。かけあつたら、再審を審理している裁判所から要請があれば出すという。裁判所がしなければ、特高警察官の氏名を明らかにする作業でさえ、一般の国民にはできなくなってしまう。それだけに、裁判所の責任、任務は重い。そういう任務を自覚させて、とにかく、生存している請求人本人を中心とする事実調べに早く踏み切れ、と要求する声を強めていかなければならない。支援する会から、署名運動の提起とか、具体的なお願いがうち出されるところが、ぜひお力を貸していただきたい。

(*「七・二集会」から)

文責＝事務局)

会員の声

引き続き、事務局に寄せてくださったお言葉を紹介させていただきます。(一部省略など、文責は事務局)

●母にかわって

大変遅くなって申しわけございません。母(橘 栄子 62・8・3死亡)に代って入会させていただきます。(小島敏子)

●青山鉞治氏の遺志について

青山鉞治氏の訃報をととても悲しい思いで拝見いたしました。氏のご冥福を心からお祈りすると同時に、皆様方のご活動を心から支援申し上げます。(笠井陽子)

●私も支援します

先日「横浜事件・妻と妹の手記」を購入し、読ませていただきました。まだまだ宣伝不足の感があります。微力ながらご支援しますのでよろしく。(富山 小森 修)

●亡き小野君のために

亡き友人小野康人君のため、また悪法案スパイ防止法などのため、僅少ですが拠金いたします。よろしく願います。(藤原 定)

●納得できない棄却決定

横浜地裁の棄却決定は納得がいき

ません。再審までがんばってください。(横浜ペンクラブ事務局長 生出恵哉)

●がんばってください

故青山鉞治様の御遺書「横浜事件」を知人に贈ったりしていますが、先方に会員になったかどうか確かめることはしていません。息の長い闘いになりそうです。頑張ってください。(小平 克)

●私も入会します

畑中先生、小野、気賀さんの横浜事件を一気に読ませていただきました。支援する会に入会したいと思えます。(猪俣一夫)

●今後も活動を期待します

困難な道のりと想いますが今後も積極的な活動を期待して居ります。(佐藤 泉)

●再び起こさないために

再びこのようなことのないように祈ります。一万円同封致します。何かの役に立てば幸いです。七月に集会有あるのですが、お知らせ下さい。なお私は和田喜太郎の遠縁に当る者です(私の母と和田喜太郎とはイトコです)。(堀 哲美)

●ご奮闘を祈ります

勤務先を退職しましたので、ニュース等の発送先を自宅に変更お願い

いたします。

請求は棄却され舞台は東京高裁に移りましたが、ご奮闘を祈ります。国家秘密法、拘禁二法阻止とともに微力をつくしたいと思えます。(北川 啓)

●ミニコミ紙に紹介

私は同封しましたミニコミ新聞(みやまえ便り)を発行している者ですが、機会があつて、ここに横浜事件の名前を紹介したのでお送りします。内容にはふれられませんので、いづれまとめて書いてみたいと思つています。(中西喜一郎)

●支援の輪を広げます

過日テレビでいろいろ拝見して大変なつかしい思いにかられました。「再審裁判」もろ手をあげて大賛成でございます。当時のことはよくは存じませんが、多くの方々がなくなられて、いまも当時の不可解な事件に

いかりを忘れることが出来ません。まことに勝手にございますが、お送り頂きました「よみもの」あと二、三部お送り頂けませんでしょうか、近所の方に話しましたところ、青地農さんの講義を聞いた生徒さんなど居られますので、皆さんに支援願います。ご協力をお願いします。

「平和」をたのみ喜んでばかりい

られない様な世の中にだんだんなりそうて不安でなりません。皆様方の一層のご健闘お祈り申し上げます。(元中央公論勤務 鈴木初恵)

* * *

▼事務局から

会報第七号の発行が遅れましたことをお詫びします。

紙面の都合上、七月二日の横浜での「再審裁判・提訴一周年記念集会」から、日下部先生、大川先生のお話を活字にさせていただきます。

会員の声を紙面にどしどし反映させていきたいと存じております。積極的なご投稿をお待ちしています。

年会費更新の時期がやってきました。ひきつづき、会員拡大とともによろしく願っています。

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿楽町1-4-8 松村ビル402
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 東京3-150641
振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」